

事 務 連 絡  
令和元年 7 月 1 日

各都道府県土木部長 様  
各政令指定市担当部長 様

国土交通省道路局高速道路課長

災害ボランティア車両に対する災害派遣等従事車両証明書の発行方法の見直しについて

災害ボランティア車両については、「料金を徴収しない車両を定める告示」（平成 17 年国土交通省告示第 1065 号）第 3 号に基づき、高速道路の無料措置を実施しているところです。

この無料措置の利用に当たっては、ボランティア従事者は被災地の社会福祉協議会等から受入承認を受けた上で、都道府県又は市町村の災害対策窓口において「災害派遣等従事車両証明書」を発行してもらい、これを高速道路の料金所で提出する必要があります。

今般、上記手続きを簡素化するため、令和元年 7 月 1 日より、別紙 1 のとおり手続きを見直すことといたしましたので、貴管内及び貴管内市町村（指定市を除く。）に対して、周知の徹底をお願いいたします。

また、従来の手続き（別紙 2）についても当面存続させることとしますので、今後、災害ボランティア車両にかかるお問い合わせに対しては、簡素化された手続きによる利用をご案内頂くとともに、従来の手続きを希望される方に対しては、これまでどおり対応頂くようお願いいたします。

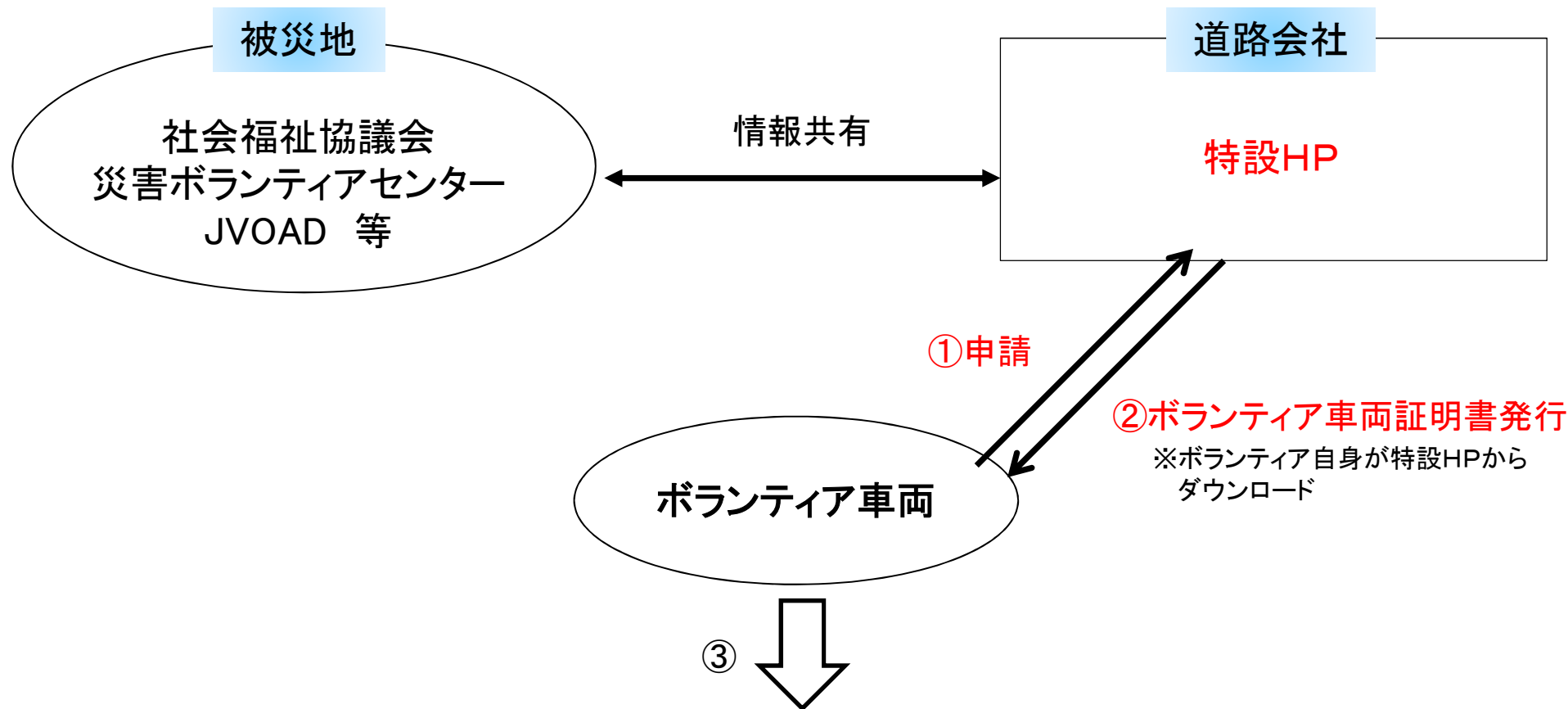
また、従来から実施している災害救援車両に対する災害派遣等従事車両証明書の発行手続きについては、これまでどおりの運用となりますので、念のため申し添えます。

なお、この運用については、総務省自治行政局地域政策課から各都道府県担当あてに、厚生労働省社会・援護局地域福祉課から全国社会福祉協議会あてに、内閣府政策統括官（防災担当）から JVOAD あてに周知することを併せて申し添えます。

# (見直し後) 災害ボランティア車両に対する高速道路の無料措置の手続について

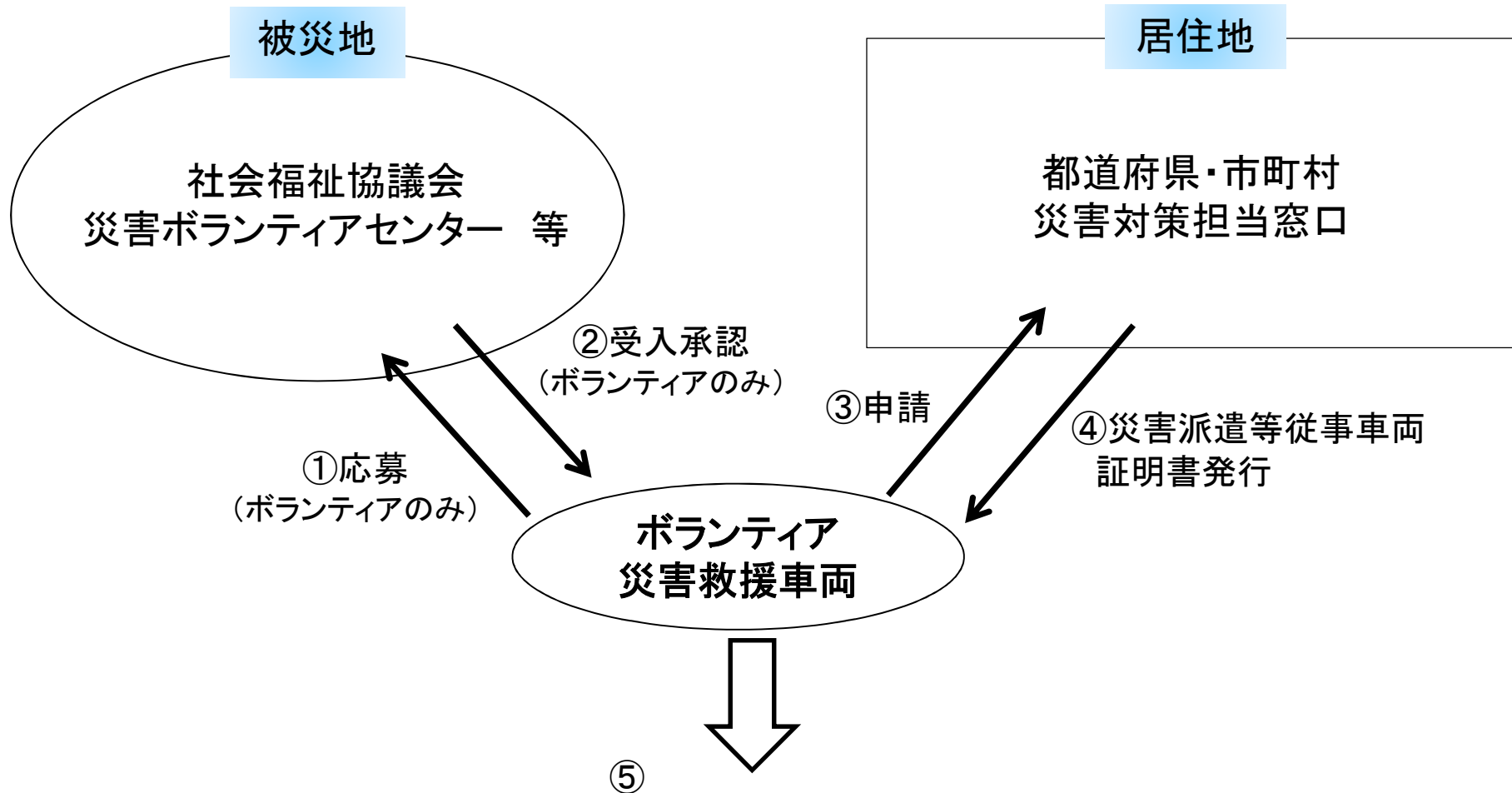
別紙1

○ 被災地でボランティア活動をされる皆様におかれましては、下記の手続きを行っていただきますと、高速道路が無料で通行可能となります。



○ 高速道路出口料金所で証明書及び本人確認書類等を提出することで無料措置を適用  
※一般レーンを利用  
※ボランティア活動確認印が復路証明書に押印されているかを確認(社会福祉協議会等で押印)

○ 詳細な手続き等につきましては、高速道路会社のHPに掲載しておりますので必ずご確認ください。



高速道路出口料金所で証明書を提出することで無料措置を適用(※一般レーンを利用)